

鶴丸城御楼門建設協議会

第 2 回 総 会

平成27年5月28日（木）

鹿児島県庁行政庁舎 10-総-1会議室

平成26年度事業報告及び収支決算

平成26年度事業報告

鶴丸城御楼門建設協議会の平成26年度事業報告は、次のとおりとする。

1 鶴丸城御楼門建設協議会の運営

鶴丸城御楼門の建設を行うため、建設協議会総会を開催するとともに幹事会及び専門家委員会を開催した。

(1) 建設協議会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
設立総会	2月18日	○ 鶴丸城御楼門建設協議会設立趣意書（案）について ○ 鶴丸城御楼門建設協議会会則（案）について
第1回総会	2月18日	○ 平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

(2) 幹事会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第1回会議	3月16日	○ 鶴丸城跡保存活用計画策定業務委託の発注について ○ 大径木調査業務委託について ○ 木材の購入について

(3) 専門家委員会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第1回会議	3月11日	○ 鶴丸城御楼門等建設に係る専門家委員会について ○ 鶴丸城跡保存活用計画策定業務委託仕様書について ○ 鶴丸城跡保存活用計画策定業務の委託業者について ○ 大径木の調査について

2 鶴丸城跡保存活用計画等の策定

県の指定史跡となっている鶴丸城跡の保存活用計画について、委託業務として以下により発注した。

委託業務	鶴丸城跡保存活用計画策定業務委託
受託者	(株)中桐造園設計研究所(福岡市南区多賀1丁目12-26)
契約日	平成27年3月31日
契約金額	2,592千円
契約期間	平成27年3月31日～平成28年3月31日

3 鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等

御楼門建設に必要な大径木について、調査等を委託業務として、以下により発注した。

委託業務	鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等業務委託
受託者	鹿児島県木材協同組合連合会(鹿児島市東開町3番2号)
契約日	平成27年3月31日
契約金額	2,916千円
契約期間	平成27年3月31日～平成27年8月31日

平成26年度収支決算

鶴丸城御楼門建設協議会の平成26年度収支決算は、次のとおりとする。
(平成27年2月18日～平成27年3月31日)

【収 入】 (単位:円)

項 目	当初予算額	流用額	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B)-(A)	摘要
寄付金	10,506,000	0	10,506,000	10,506,264	264	御楼門復元実行委員会が保管している寄付金
諸収入	0	0	0		0	預金利子
合 計	10,506,000	0	10,506,000	10,506,264	264	

【支 出】 (単位:円)

項 目	当初予算額	流用額	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
協議会運営費	300,000	0	300,000	122,550	177,450	協議会運営費, 幹事会運営費, 専門家委員会運営費, 事務局運営費
総務企画費	156,000	0	156,000	0	156,000	調査事業費, 広報費
建設費	10,050,000	0	10,050,000	5,508,000	4,542,000	保存活用計画等策定事業費, 建設事業費
合 計	10,506,000	0	10,506,000	5,630,550	4,875,450	

次期繰越 4,875,714 円 (= 収入決算額 - 支出決算額)

※ 翌年度への繰越事業(未払い金) 5,508,000 円

建設費	鶴丸城跡保存活用計画策定業務委託 (H27.3.31契約)	2,592,000 円
	鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査 等業務委託(H27.3.31契約)	2,916,000 円

監査結果報告書

平成26年度の鶴丸城御楼門建設協議会の会計について、支出伝票及び証拠書類を監査した結果、適正に処理・記録されており良好であると認めます。

平成27年 5月 18日

監事 鹿児島県会計管理者(兼)出納局長

久木田 義朗



監事 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長
鹿児島経済同友会 副代表幹事

藤安 秀一



平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）

平成27年度事業計画（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成27年度事業計画（案）は、次のとおりとする。

1 鶴丸城御楼門建設協議会の運営

鶴丸城御楼門の建設を行うため、建設協議会総会を開催するとともに、幹事会及び専門家委員会を開催する。

- (1) 総会の開催（1回）
- (2) 幹事会の開催（5回程度）
- (3) 専門家委員会の開催（5回程度）

2 鶴丸城跡保存活用計画等の策定

県の指定史跡となっている鶴丸城跡の保存活用計画について、委託業務として発注（平成27年3月31日契約）しているが、専門家の意見を踏まえながら、年度内に策定する。

3 鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等

御楼門建設に必要な大径木について、調査等を委託業務として発注（平成27年3月31日契約）しているが、8月までに調査等を完了し、調査結果等を踏まえ、大径木等の調達方針（購入、加工、保管など）を検討する。

調達方針に基づき、大径木等の調達を進める。

なお、調査完了前であっても、状況に応じて特定の木材の調達を可能とする。

4 御楼門建設に係る基本設計・実施設計

御楼門建設に係る基本設計・実施設計について、大径木の調達方針や地盤調査による補強の検討を行うための基礎資料にするとともに整備スケジュールでの円滑な事業執行を図るため、「『御楼門』復元調査研究報告書（平成24年3月）」をとりまとめた「公益社団法人 鹿児島県建築士会」に委託業務として発注する。

平成27年度収支予算（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成27年度収支予算（案）は、次のとおりとする。

【 収 入 】 （単位：千円）

項 目	金 額	摘 要
負 担 金	600,000	鹿児島県負担金・鶴丸城楼門復元協力寄附金基金繰入金
寄 付 金	150,000	鹿児島市寄付金
諸 収 入	4,875	
繰越金	4,875	前年度からの繰越金
合 計	754,875	

【 支 出 】 （単位：千円）

項 目	金 額	摘 要
協議会運営費	1,000	協議会・幹事会・専門家委員会・事務局運営費
総務企画費	2,000	調査事業費・広報費
建 設 費	135,000	保存活用計画等策定事業費・設計事業費・建設事業費
積 立 金	616,875	
合 計	754,875	

〔 参考：目標額の管理 〕 （単位：千円）

	御楼門建設事業費	収 入	積立金残高
目 標 額 (A)	750,000	750,000	0
H26決算	5,631	5,631	0
H27予算(案)	138,000	754,875	616,875
計 (B)	143,631	760,506	616,875
目標額との差額(※)	(A-B) 606,369	(B-A) 10,506	—

※ 建設事業費における差額は、充当可能な残額
 収入における差額は、原材料費高騰、消費税率増ほか不測の事態に備えた財源としての活用可能額(充当のルールについては、後日、協議)

鶴丸城跡保存活用計画等の策定について

1 保存活用計画策定業務の発注

第1回専門家委員会の意見を踏まえ検討した業務委託仕様書及び指名業者5社による指名競争入札を3月30日に実施し、以下のとおり委託業務を発注

委託業務	鶴丸城跡保存活用計画策定業務委託
受託者	(株)中桐造園設計研究所(福岡市南区多賀1丁目12-26)
契約金額	2,592千円
契約期間	平成27年3月31日～平成28年3月31日

2 保存活用計画策定業務の工程

	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鹿児島(鶴丸)城について													
構成要素の抽出													
保存活用計画の検討													
整備活用計画													
専門家委員会の開催		●			●		●		●		●		
報告書とりまとめ													
事務局との協議	必要に応じて、随時、協議を実施												

3 保存活用計画の策定主体

御楼門の完成後は、黎明館の他の施設とともに、県が維持・管理していくものであることから、保存活用計画の策定主体については、鶴丸城御楼門建設協議会及び県とすることとしたい。

鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等について

1 大径木調査業務の発注

第1回専門家委員会の意見も踏まえ検討した内容による随意契約を県木材協同組合連合会と3月31日に締結し、以下のとおり大径木の調査等に係る委託業務を発注（県木材協同組合連合会は、県内の関係団体及び関係機関により構成する「鶴丸城御楼門建設用木材供給協議会」を3月に設立

委託業務	鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等業務委託
受託者	鹿児島県木材協同組合連合会（鹿児島市東開町3番2号）
契約金額	2,916千円
契約期間	平成27年3月31日～平成27年8月31日

2 大径木調査の基本的考え方

- (1) 一般市場に流通していない大径木を中心に調査を実施する。
- (2) 県産材の活用を検討する。
- (3) 国内の情報は、広く収集する。
- (4) 国外の材木は調査対象としない。

3 大径木調査業務の工程

	4月			5月			6月			7月			8月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
県内調査																
	県内松材調査 (指宿市)			国有林・霧島神宮 林など調査										補足 調査		
県外調査																
							熊本県域・北陸圏 域大径木調査と熊 本城・金沢城調査 (熊本県・石川県)			ケヤキ材等調査 2回(岐阜県等) マツ材等調査 2回(山陰地域等)				補足 調査		
情報収集																
				県内外市場や 木材業者等			県外市場等							補足 調査		
協議会開催					●				●					●		
				(県内調査を踏ま え、以後の方針を 検討)			(熊本城・金沢城の 調査を踏まえ、以 後の方針を検討)			(ケヤキ・マツ材等 大径木調査を踏ま え、以後の方針を 検討)			(報告書案の作成、 検討、承認)			
報告書作成																
														各種調整, 報告書 案作成, 報告書提 出		

鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査等について

4 大径木に係る木材調達の取扱い(案)

8月までに調査等を完了し、調査結果等を踏まえ、大径木等の調達方針(購入、加工、保管など)を検討することとしているが、鏡柱・冠木(ケヤキ)、敷梁(マツ)に使用される長大径材は、市場の流通が少なく県内での調達は困難とされていることから、整備スケジュールでの円滑な事業執行を図るため、以下の手続等により、調査完了前であっても、状況に応じて、特定の木材の調達をできるようにしたい。

- ・ 材料供給という建築の一般的な発注方式により、調達した木材を利用できるようにする。

- ・ 県木材協同組合連合会において、保管場所を確保し、調達した木材を適切に保管する。(保管に係る費用については、御楼門建設協議会により負担する。)

- ・ 県外調査等において、御楼門の建設に使用できると考えられる木材があった場合、以下の者による確認を適宜、適切に実施して、グレードや価格などを総合的に勘案し、購入の可否を判断できるものとする。(必要に応じて、現地での確認を実施する。)

判定 会議 等	公益社団法人鹿児島県建築士会(基本設計等を委託予定)の選任した者
	鶴丸城御楼門復元実行委員会の選任した者
	鹿児島県県民生活局生活・文化課及び土木部建築課営繕室の職員

鶴丸城跡保全整備事業について

1 鶴丸城跡保全整備事業の状況

県指定史跡区域である鶴丸城跡の石垣（黎明館敷地内）については、「鶴丸城跡保全整備事業」として、樹根の張り出し等の要因による部分的な孕み出しや隙間など修復を要する部分の優先度を考慮して、必要な箇所から順次、修復工事を実施し、その保全を図ることとしている。

今年度は、御楼門建設計画を勘案して御楼門部の石垣について、修復工事を実施する。

【 スケジュール 】

- ・ 5月以降に、石垣修復工事の支障となる記念碑等の移設や樹木の一時的な移植に着手
 - （七高記念碑の移設（七高生久遠の像等）
 - 樹木（ソメイヨシノサクラ、イヌマキ等）を一時的に谷山緑地へ移植
- ・ 樹木の移植等（7月末までの予定）と一部併行して、5月から9月にかけて、埋蔵文化財の発掘調査を実施した後、準備期間を経て、石垣の解体修理を予定

2 石垣修復工事に係る事前調査の実施

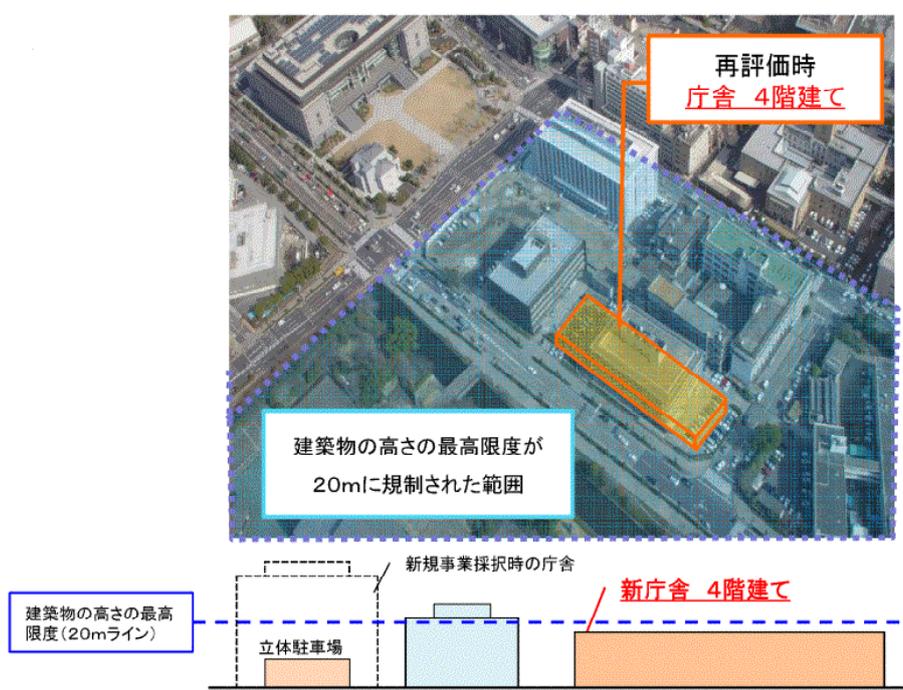
石垣の修復工事については、文化庁文化財部が平成26年10月に作成した「石垣整備のてびき」の内容に準拠しながら実施する必要があるほか、県指定史跡の現状変更該当し、事前に県文化財保護審議会の判断等を必要とすることから、石垣劣化の原因解明と対策、西南戦争の弾痕跡の取扱いなど、石垣の解体修復工事に向けた事前調査を業務委託として実施し、専門家等の助言を得ながら、調査のとりまとめを行う予定である。

その際は、必要に応じて、鶴丸城御楼門建設に係る専門家委員会の助言も得ながら実施することとしたい。

鹿児島第3地方合同庁舎（国）の整備に関する要望について

1 計画概要（平成26年度第1回九州地方整備局事業評価監視委員会資料から）

建設予定地	鹿児島市山下町13番8号
敷地面積	8,197.9㎡の一部
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上4階 地下2階
延べ面積	14,576㎡
建設費	56億円
入居予定官署	鹿児島地方検察庁・鹿児島保護観察所・鹿児島財務事務所， 鹿児島地方法務局（鴨池新町より移転）
駐車場	立体駐車場（県民交流センター側）



2 今後のスケジュール

- ・平成28年度概算要求（設計費等）に向けて手続予定
- ・その前提として平成27年度は事業評価の手続予定（7月頃）

3 要望書の提出

御楼門建設完了後に同地を訪れる観光客等への利便性を考慮して、合同庁舎建設に際して、「鶴丸城御楼門建設協議会」として要望書を提出する。

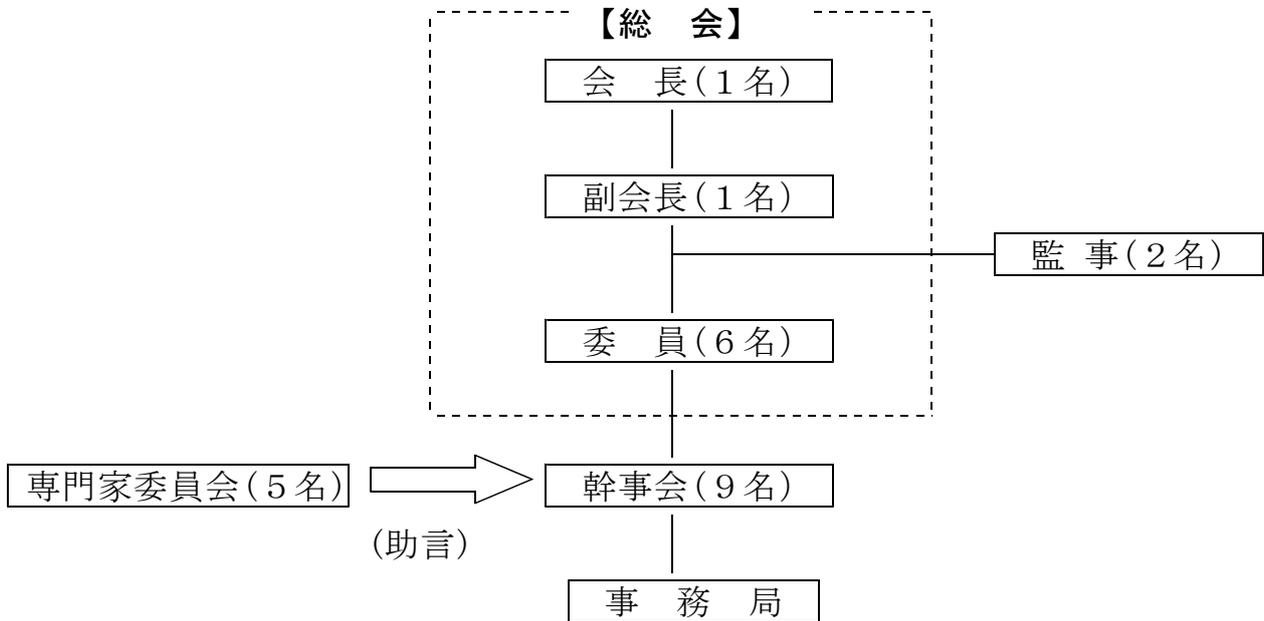
【 要望の内容（案） 】

御楼門・御角櫓を訪れる観光客等のために、下記の取扱いについて、整備に当たっての配慮を要望

- 写真撮影や展望が可能なスペースの確保，観光バスの乗降が可能なスペースの確保
- 観光客等の（休日等における）利用を可能とする駐車場の運用

鶴丸城御楼門建設協議会の組織について

1 組織図



・ 協議会役員・委員

鹿児島県知事	会 長	伊藤 祐一郎
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員長 鹿児島経済同友会 代表幹事	副会長	玉川 文生
鹿児島県総務部県民生活局長		<u>三角 浩一</u>
鹿児島県教育庁教育次長		<u>寺地 浩一</u>
鹿児島県土木部建築技監		<u>浦口 恭直</u>
鹿児島商工会議所 副会頭 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員		湊本 逸雄
鹿児島経済同友会 <u>特別幹事</u> 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員・法人寄付部会		永田 文治
鹿児島県中小企業団体中央会 副会長 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長		下園 廣一
鹿児島県会計管理者(兼)出納局長	監 事	<u>久木田義朗</u>
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 副代表幹事	監 事	藤安 秀一

2 幹事会について

- ・ 協議会の運営，事業の実施等を円滑に行うため，協議会の下部組織として設置
- ・ 構成（9名）

県	生活・文化課長 [幹事長]	<u>久保 博一</u>
	かごしま材振興課長	<u>鮫島 士郎</u>
	建築課営繕室長	福澤 英世
	文化財課長	志戸 正文
	黎明館副館長	飯山 寿史
実行委員会	実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 副代表幹事	藤安 秀一
	実行委員会 広報・企画部会長 鹿児島経済同友会 副代表幹事	内村 二郎
	鹿児島商工会議所建築部会 副部会長	米盛 庄一郎
	鹿児島経済同友会 事務局長	浦底 康助

3 専門家委員会について

- ・ 協議会が実施する事業について，専門家から助言をいただくために設置
- ・ 歴史，建築，考古学等の各分野の専門家で構成（5名）

鹿児島国際大学短期大学部名誉教授	三木 靖
鹿児島県立図書館長・志学館大学教授	原口 泉
尚古集成館長	田村 省三
鹿児島県立短期大学生生活科学科教授	揚村 固
鹿児島大学法文学部教授	渡辺 芳郎

鶴丸城御楼門建設協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鶴丸城御楼門建設協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鶴丸城の御楼門（以下「御楼門」という。）を建設することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係法令の諸手続き及び建設に必要な事業を行う。

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿児島県知事をもって充てる。

3 副会長は、鶴丸城御楼門復元実行委員会委員長をもって充てる。

4 監事は、鹿児島県会計管理者（兼）出納局長及び鶴丸城御楼門復元実行委員会委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、その職務の一部を代理することができる。

3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員、顧問の任期は、委嘱の日から第16条の規定により協議会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員は、就任時の役職を離れた場合は、原則として、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
なお、会長の指名により副会長をもって充てることができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、御楼門建設に係る重要な事項
- 4 総会は、委員及び役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議会の運営、事業の実施等を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成、運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまのないときは、緊急を要する事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 協議会の経費は、寄附金、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、協議会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 前条の規定により協議会が解散した場合において、その残余財産は、鹿児島県に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

所属団体及び役職名		氏名
鹿児島県知事	会長	伊藤祐一郎
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員長 鹿児島経済同友会 代表幹事	副会長	玉川 文生
鹿児島県総務部県民生活局長		三角 浩一
鹿児島県教育庁教育次長		寺地 浩一
鹿児島県土木部建築技監		浦口 恭直
鹿児島商工会議所 副会頭 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員		湊本 逸雄
鹿児島経済同友会 特別幹事 鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員・法人寄付部会長		永田 文治
鹿児島県中小企業団体中央会 副会長 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長		下園 廣一
鹿児島県会計管理者(兼)出納局長	監事	久木田義朗
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 副代表幹事	監事	藤安 秀一